

# \* \* \* 胚の保存期限の更新と廃棄のご案内 \* \* \*

## ○胚の保存期限の更新

凍結した胚の保存期限を更新する場合は、手続き受付期間内に更新の手続きが必要です。

保険と自費で更新料が異なりますのでご確認ください。

<更新料> 自費 (10割負担+税) : 38,500円/年  
保険 (3割負担) : 10,500円/年

## <保険適用の対象について>

保存期限の更新および移植の保険適用については以下の条件がありますのでご確認ください。

### \* 治療計画書の作成 \*

医師と直接相談した上で治療計画書の作成が必須となります。

保険適用での保存期限の更新をお考えの場合は、ご予約の上で手続き受付期間内のご来院をお願いいたします。

### \* 更新回数 \*

凍結開始より起算して3年(更新最大3回まで)を限度として保険で更新料をお支払いいただけます。

### \* 年齢 \*

治療開始時において、女性の年齢が43歳未満であることが条件です。43歳以上の患者様は自費での胚移植・保存更新のお支払いになります。ただし、一部の方に経過措置が適用されます。

### \* 胚移植回数 \*

治療開始時の女性の年齢によって回数の上限が異なります。

40歳未満の方は最大6回まで、43歳以上の方は最大3回まで保険で移植が可能です(1子につき)。

2022年4月1日以前の胚移植の回数や助成金の支給回数は、保険適用の回数に含まれません。

## <手続き方法>

「胚の保存期限の更新 申込書」に記入日、必要事項をご記入の上、自費の方は以下のどちらかの方法で、保険の方は②の方法で更新料のお支払いと併せてご提出ください。

### ①現金書留にて更新料と申込書を併せて郵送

※手続き受付期限必着となります。期限より余裕をもってお申し込みください。

※保険で更新する方は来院してのお支払いのみとなります。

### ②当院受付にて更新料のお支払いと申込書の提出

※必ず予約が必要となります。

※お支払いから領収書の発行までにお待ちいただくことがございます。

### 【郵送先】

〒001-0023

札幌市北区北23条西3丁目2-37 第2北進建鉄ビル2階

さっぽろARTクリニックn24 宛

## <注意事項>

- ・手続きの受付期間は、凍結期限から4週間後までです。
- ・凍結周期ごとにお手続きが必要です。
- ・必ずご本人が直筆で署名をお願いいたします。ご本人以外の方がご本人の了解なく署名されますと、刑事罰を受けることがあります。ご本人の署名でないことが疑われる場合、書類を再提出していただく場合があります。
- ・書類、更新料の受領をもって、更新手続きを開始いたします。  
おおむね2週間以内に申込書に記載されたご住所へ普通郵便にて受領の書類をお送りします。書類が届かない場合はお問い合わせをお願いいたします。
- ・ご夫婦が離婚あるいはどちらか一方が死亡された場合は、更新できません。3ヵ月以内に当院に連絡をお願いいたします。

## ○胚の手続き受付期間終了と廃棄

- ・保存期限を終了するための特別な手続きは必要ありません。

胚は手続き受付期間終了後に廃棄されます。廃棄とは、今後胚移植をする予定のない凍結した胚を当院で処分することです。その場合、一部の胚については、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法等への研究や、手技の修練等への使用後に廃棄する場合があります。

ご不明な点がございましたら、当院検査室宛にお電話ください。[TEL 011-792-6691]

患者さまの大切な凍結物のお手続きです。お手数ですがご記入後に再度ご確認ください。